

1. 概要

《第2回医療と介護の連携の推進に向けた意見交換会以降の新たな取組》

- 十勝地域における要介護状態の方（今後要介護状態となるリスクがある方も含めて）が、病気の悪化等を理由に病院へ入院することになっても、安心して入院・退院ができるための情報共有をルール化する。

この取組により、関係者が相互に連携し、医療と介護の切れ目のない支援体制を構築する。

- 運用開始：平成29年7月
- 運用機関：
 - ・ 広域的な医療を担っている主な病院（6カ所*）
 - ・ 管内19市町村の介護保険担当部署及び地域包括支援センター
 - ・ 管内の介護保険サービス事業所の介護支援専門員
- 事務局 北海道帯広保健所

《*広域的な医療を担っている主な病院》

J A北海道厚生連 帯広厚生病院、社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院、公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院、社会医療法人北斗 北斗病院、社会医療法人北斗 十勝リハビリテーションセンター、医療法人社団博愛会 開西病院

2. 効果

- 医療機関側が、担当のケアマネを的確に把握できることで、緊密な情報交換が可能となった。
- 双方の窓口を明確化したことで、退院後の切れ目の無い介護保険サービスの提供が可能となった。